

## 全日本吹奏楽コンクール四国支部大会 A 部門審査内規

- 第 1 条 この内規は、全日本吹奏楽コンクール四国支部大会 A 部門実施規定第 19 条に基づき、審査および判定について定めるものである。
- 第 2 条 審査員は 7 人とし、各県理事長より推薦された候補者の中から理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 第 3 条 判定委員会は、理事会がこれにあたる。  
2 集計委員会は、各県第一事業部長がこれにあたる。ただし、代理も認める。
- 第 4 条 課題曲と自由曲それぞれの演奏の、技術と表現の 2 項目について 1 ～ 10 の 10 段階で評価し、上下カットを行う。  
2 審査結果の集計は、理事長より委嘱された集計委員がこれにあたる。
- 第 5 条 集計結果の処理は判定委員会が行う。  
2 判定委員会は、集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差のあるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の 3 賞のグループ分けの原案を作成する。  
ただし、グループ分けが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は 3 : 4 : 3 を目安とする。
- 第 6 条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて、審査員の意見を聞き、賞を決定する。
- 第 7 条 全日本吹奏楽コンクールへの四国支部代表の選出は、次の通りとする。  
(1) 第 4 条の各団体ごとの評価の総点の高位から順に代表を選出する。  
(2) (1) で同位の場合には、全審査員に同点団体だけに同位がないように順位をつけてもらい、同点団体だけについて高位多数順として、それでも決まらない場合は審査員長の順位を優先する。
- 第 8 条 次の項目の違反の場合は、理事長が違反を確認した上で失格とし、審査の対象としない。  
(1) 演奏時間の違反。  
(2) 演奏者の資格違反。  
(3) 出演時間に違反し、運営に支障を生じた場合。  
(4) 曲目・出演者数・使用楽器などによる違反。
- 第 9 条 審査票は、出演団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表することができる。
- 第 10 条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。
- ※ 平成 5 年 4 月 29 日 総会により一部改定。  
※ 平成 10 年 4 月 29 日 コンクールの内容変更に伴い、第 4 条および第 5 条を改定。  
※ 平成 13 年 4 月 29 日 第 4 条を改定。  
※ 平成 28 年 4 月 29 日 第 2、3 条を改定。  
※ 平成 30 年 4 月 29 日 第 3、4 条を改定。  
※ 令和 4 年 4 月 29 日 第 4 条を改定。